

尼崎市立中央中学校 部活動活動方針

1 基本的な考え方

本校の部活動は、学校の教育目標に基づき、顧問の指導の下、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、体力の向上や健康の増進、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等、教育活動の一環として実施する。

また、本校の部活動は、兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動」、尼崎市教育委員会の「尼崎市立中学校部活動の方針」、尼崎市中学校校長会の「課外クラブ申し合わせ事項について」及び「課外クラブ申し合わせ事項補足」に則り、学業との両立ができるバランスの良い生活を送ること、スポーツ障害を避けること、教員と生徒が向き合う時間の確保等をめざし、部活動顧問の指導に係る業務の適正化を図りながら計画的に実施する。

2 部活動実施に向けての活動方針

(1) 教育活動の一環としての取組について

- ① 体罰や暴言等はいかなる理由があっても行わない。
- ② 活動の実施前後には、生徒の健康観察を行うとともに、怪我等の未然防止に努める。
- ③ 怪我等のあった場合は、他の教職員と協力し保護者や病院等へ連絡し、迅速に対応する。
- ④ 活動場所や用具の安全点検は日常的に行う。
- ⑤ 活動方針や練習予定の連絡など、日頃から保護者との連携を図る。

(2) 活動時間や休養日等の設定について

- ① 活動時間は、朝練習も含めて、通常の平日は2時間、休業日は3時間程度とする（大会等についてはこの限りではない）。
- ② 1週間あたりの活動時間は、16時間を超えないようとする。
- ③ 平日1日、土日のどちらか1日は休養日とする。土日等に大会等に参加した場合は、休養日は別の日に振り替えるものとする。
- ④ 長期休業中（夏期・冬季・春期）の平日の活動時間は3時間程度とし、土日のどちらか1日は休養日とする。
- ⑤ 最終下校時刻（校門を出る時刻）は通年18時30分とする。
- ⑥ 朝練習の開始時刻は、7時30分以降とする。ただし、長期休業中についてはこの限りではない。
- ⑦ 学校閉鎖期間の8月11日から17日は、原則、活動休止期間とする。
- ⑧ 12月29日から1月3日は、原則、活動休止期間とする。
- ⑨ 定期テスト1週間前及びテスト期間中は活動を行わない（ただし、テスト期間の週に大会がある場合については1時間程度の練習は校長の許可を得た上で可能とする）。

(3) 活動方針、練習日程・計画等の作成について

- ① 校長は、部活動活動方針を策定し、ホームページ等へ掲載し公表する。
- ② 顧問は、各部活動の活動方針を作成し、年度初めに校長に提出するとともに、保護者会を開催し、保護者への周知を図る。
- ③ 顧問は月間練習日程・計画表を作成し、次月の5日前までに校長に提出する。
- ④ 顧問は月間練習日程・計画表を作成し、次月が始まるまでに保護者に連絡する。